

第49回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成27年10月5日（月）13:59～15:27
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、翁百合、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、松村敏弘、森下竜一
 - （政府）有村内閣府特命担当大臣（規制改革）、赤澤内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官、西川内閣府審議官
 - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、小野規制改革推進室次長、山澄参事官、渡邊参事官、佐久間参事官、大熊参事官、平野参事官
 - （厚生労働省）大臣官房 樽見審議官
生活衛生・食品安全部 長田生活衛生課長
生活衛生・食品安全部 吉岡生活衛生課長補佐
 - （観光庁）蝦名次長
西海観光産業課長
谷口観光産業課長補佐

4. 議題：
 - （開会）
 1. シェアリングエコノミーについて
 2. 規制改革ホットラインについて
 - （閉会）

5. 議事概要：

岡議長 ただ今より第49回規制改革会議を開会いたします。

本日は金丸委員と林委員が御欠席でございます。

それでは、最初に有村大臣から御挨拶をいただきます。よろしくお願いたします。

有村大臣 皆様、こんにちは。今日からいよいよ第4次の規制改革会議の具体的な議論が始まります。先週訪米された総理は、ニューヨークの金融街で、安定した政治基盤の下、これからも経済最優先で、また、賃上げを通じた消費を拡大して経済の好循環を回し続けるため、あらゆる手段を講じる、それから、一にも二にも総理にとって、日本にとって最大のチャレンジは経済、経済、経済でありますという旨、御発言をされていらっしゃいます。

その経済の要諦の一つは、規制改革を更に前進させて、経済成長戦略を具現化し、その

果実を広く国民の皆さんが享受し、また、実感していただくことだと考えております。

規制改革会議の先生方の本当に厚い御貢献によって、これまで規制改革の信用や期待が大きく前進してきました。今後とも日本経済の要諦を担う、一翼を担っていただく皆様の闊達な御意見によって、政策の流れを作っていく会議であっていただきたいと思います。

平成になってからの27年間で首相が何人代わったかを見ますと、実は16回の交代がありました。平成になってからの初代は宇野宗佑首相でございました。27年間、四半世紀で16回の交代、安倍総理が延べ総理を2回されていますが、17人目でございます。その中で一番長いのは小泉政権の5年半でございます。この5年半を除きますと、ほぼ毎年のように日本の宰相が代わってきたというつらい歴史、私自身も忸怩たる思いでございます。考えてみますと、私も1年大臣の任を担わせていただいて痛感することですが、経験こそが物を言うという中では、どの会社も社長が毎年代わるようでは信用されません。そういう意味では、いわんや世界で最大の規模を狙える、そういうポジションにいる日本の総理が毎年代わっていることの不幸を乗り越えていこうとしています。安全保障法制は、世論、国論が二分する中でございましたけれども、長期政権の足元を見るからこそ、外交も話が互角に渡り合えるわけございまして、そういう意味では、総理がニューヨークでおっしゃったような安定した政治基盤の下、というのは、今しかできないこと、また、日本の将来を作り固め成していく上で、今だからこそできることをやっていかなければならないと思っております。

今日は、岡議長から第3次の答申を提出いただきました際に安倍総理から御発言のありましたシェアリングエコノミーを取り上げていただきます。このうち民泊サービスについては、宿泊施設不足の解決策として期待されている一方、ルールの整備がなかなか進むよりも実態はるかに先行しているという面も指摘されています。

私たちがどのような現実を直視し、また、その中でどのように舵を切り、そしてどのような差配、軍配を上げるのかというのは、特定の業者さん、関係者のみならず、国民あるいは海外の投資家も含め、これは事実上の日本の意思を見るケーススタディーの一つになっていく分野ではないかと注目しております。そういう意味では、内外が固唾を飲んで見守っているのが、私たちの動向であろうかと思っております。

この水曜日には内閣改造がございます。私どもは望むと望まざるとにかかわらず、そういう意味では、今回、有村と赤澤副大臣、越智政務官、この3人で規制改革会議の大事な本会議に参画させていただく、このコンビネーションでは事実上最後の会になるかと思えます。そういう意味では、先生方の闊達な御議論に心から感謝申し上げ、今日もしっかりと私ども三役も参画しながら、日本の将来に思いを馳せて臨みたいと存じております。どうぞよろしく願いいたします。

岡議長 大臣ありがとうございました。

それでは、報道関係者の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

岡議長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議題1のシェアリングエコノミーについてですが、資料1-1について事務局より説明をお願いいたします。

渡邊参事官 それでは、資料1-1「シェアリングエコノミーについて」という資料でございます。

先ほど大臣からもお話がありましたとおり、6月の規制改革会議におきまして、総理からシェアリングエコノミーの推進という御発言がございました。今回はそのシェアリングエコノミーの全体像について、まず御説明を差し上げたいと思います。

「シェアリングエコノミーとは」から始まっております。定義のようなものですが、欧米を中心に広がりつつある概念でございます。ソーシャルメディアの発達により可能になったモノ、お金、サービス等の交換・共有により成り立つ経済の仕組みということでございます。

そのサービスの例をその下に幾つか並べてございます。基本的には日本でもってサービスが提供されている例をお示ししてございますが、一部確認中の部分がございますので、御了承いただきたいと思います。

一つ目が民泊ということでございます。住宅、別荘などの全部又は一部を短期宿泊用に貸出しをするということでございます。

1枚おめくりをいただきますと2ページ目の下の参考2の部分でございます。この民泊サービスにつきましては、6月の実施計画、閣議決定におきまして関係省庁において実態の把握を行った上で、競争条件を含め幅広い観点から検討し、結論を得るということとされております。

お戻りをいただきまして、この民泊の関係、まず大きな例として御案内のとおりでございます。

自動車の関係は幾つかございますけれども、いわゆるライドシェアということで車の空き座席を利用して目的地に運ぶということのマッチングをするようなサービスでございます。それから、カーシェアは車そのもののシェアでございます。そのほか貨物運搬のシェアといったサービスもあるということでございます。空き駐車場のシェアのサービスも既に展開をされてございます。

そのほか施設ということで会議室、イベントスペースの共有のサービスでありますとか、空いている印刷機、コピー機を使って印刷をするようなサービスもございます。

労働力ということでは家事、保育でありますとか、ウェブ、アプリの制作、開発というものを提供する人と、それを求める人とのマッチングサービスも行われてございます。それから、いわゆるクラウドファンディングというものでございます。資金調達の仕組みとしてのシェアリングエコノミーのサービスもございます。ビジネス知識・スキルでありますとか、そのほか料理ということで書いてございますけれども、例えばある外国人の方が

自国の料理を料理体験も含めて提供したいという場合に、それを求める人とのマッチングのサービスなどもございます。それから、空き農地の活用とシェア、電波ということでWi-Fiアクセスポイントの共有というものも行われていると承知しております。

このようないろいろなサービスがあるわけでございますけれども、それについての既存の制度、規制との関係というものも様々でございますして、民泊の関係で申し上げれば御承知のように旅館業法の許可、都道府県の許可というものが必要になりますし、ライドシェアの関係で申し上げれば自家用車による旅客運送は原則禁止、いわゆる「白タク」に該当するということで禁止になっております。そのような規制がかかっているものもございまして、例えば会議室、イベントスペースのシェアということであれば、承知している限りでは規制はございませんし、規制との関係では、そのような様々な態様のものがあるということでございます。

事務局としてはいろいろと今後も勉強をして、規制との関係を中心に調べてまいりたいと思っております。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局からの説明に対して、御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

大崎委員 質問というわけではないのですが、私はシェアリングエコノミーの推進というのは大変結構なことだと思っております、ぜひやっていくべきだと思うのですが、ここで一つ申し上げておきたいのが、恐らくこういうことへ向けた制度改革をどんどんやっていくと一番戸惑うことになるのではないかと思うのは、いわゆる監督官庁の皆さんではないかと思っております、つまりシェアリングエコノミーということになりますと、いわゆる業者がサービスを提供するのではなくて、普通の人々が時と場合に応じてサービスを提供するということになってくるわけですので、事前の業規制という形での規制が非常に難しくなって、行為規制を課す、それを徹底的に遵守していただく。場合によっては事後的に行政処分なり刑罰を受けていただいて、それによって規制の実効性を確保するという、相当今までと違った発想で取り組まないといけない状態になってくると思っておりますので、いたずらに何か変なことが起きるのではないかとこの懸念して規制を緩めないということには私は全く反対なのですが、ただ、監督官庁の方々の体制とか物の考え方を抜本的に変えないと、なかなかシェアリングエコノミーの下でいわゆる消費者被害みたいなことは生じないようにするというのは、容易ではないということを感じておるということをお願いいたします。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

前期、このテーマについて、地域活性化ワーキング・グループでいろいろ議論していただいた安念座長、何かコメントがあればいただきたいのですが。

安念委員 事実の方が大幅に先行していて、今さら完全に止めるということはおよそできないと考えざるを得ない。例えば民泊の点で申しますと、恐らく旅館業法の規制のうち幾つかを抜くとか、例えば現行の規制が100であるならば、それを80まで切り下げるといった発想で対応することは、私は無理だろうと思います。

一つはプラットフォームに相当の責任、特に例えば保険に入る義務などを課した上で、情報を十分公開して、あとは相当程度自己責任でサービスを利用してもらうという考え方を徹底させないと、なかなか難しかろうなと現段階では思っております。

岡議長 ありがとうございます。

根本的な問題に触れていただいたと思います。ほかいかがでしょうか。

滝さん、お願いします。

滝委員 いつも言うのですが、シェアリングエコノミーが急速に日本も伸びることになると思うのですが、来年からマイナンバーが施行されて、インチキ、悪いことをする人が徹底的にリストアップされてできなくなるという意味合いの中で、シェアリングエコノミーは相当有力なビジネスの形だと思っています。それで、そちら側の方へ例えば何か公の機関も参加したようなランキングが付くなどすれば、自己責任ということが徹底できやすいのではないのでしょうか。そのようにマイナンバーがひも付けば、いろいろな意味の中で相当有意義なテーマになると思っております。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。長谷川さん、お願いします。

長谷川委員 今の民泊のところですが、私も基本的には賛成なのですが、さはさりながらマンションなんかの場合、所有者が居住しているところを貸してしまった結果、例えばごみ出しの不便とかルールが徹底しないとか、あるいは夜中に騒ぐとか、こういう事例もあるように聞いておまして、その辺はもしかしたらマンションを販売する時点でそういう民泊もあり得べしという場合を想定して、何か新しいルールのガイドみたいなものを作る必要もあるのかなと。だから緩和と逆行しかねないのですが、しかし、実際にマンションに居住している人たちから見ると、いわば旅行者がでたらめにごみを出されても困るし、夜中に騒がれても困るという問題は、これから大いに考えられ得るなと思いますので、そういうところに対する目配りも必要ではないかと思いました。

岡議長 ありがとうございます。

まだ御意見があろうかと思っておりますけれども、今日、この後、シェアリングエコノミーの中の民泊について、観光庁と厚生労働省の方からヒアリングをした後、意見交換を予定しておりますので、一旦ここで切らせていただきます。

先ほど事務局から説明がありましたように、シェアリングエコノミーの種類はいろいろございますが、規制改革会議としては、当面、前期からの課題となっている民泊サービスについて集中的に検討することとしたいと思います。なお、自動車等、その他の事項については、引き続き事務局において勉強して、個別事項の必要に応じ、本会議あるいはワー

キング・グループとの役割分担の下で検討を進めていきたいと考えておりますけれども、そのような進め方をすることについていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

岡議長 ありがとうございます。

それでは、観光庁と厚生労働省の方を御案内してください。

(観光庁・厚生労働省入室)

岡議長 お忙しいところ、観光庁、厚労省の皆さん、ありがとうございます。

本日は民泊サービスの関係省庁として、議論の背景あるいは検討状況等についてお話を伺いたいと思います。それでは、最初に観光庁からお願いいたします。

蝦名観光庁次長 観光庁次長の蝦名でございます。よろしくお申し上げます。

お手元に観光庁の資料がございます。前半で現状を申し上げます。

1ページ開いていただきますと、現在の訪日外国人旅行者の推移ということでございます。おかげさまで、一昨年1,000万を超えまして、昨年は1,341万ということでございますが、本年も現在まで大変好調に推移をいたしております。8月まででそこにございまして、1,287.5万人、対前年49.1%増ということでございまして、今年9月10日に昨年の1,341万人を上回しまして、過去最高を記録することが確実な状況になってございます。

このままの調子で何か大きなことが起こらなければ、恐らく1,900万ぐらいに達するのではないかと見込んでいる状況でございます。今年に入りまして、国慶節の影響もございまして、大変好調な状況でございます。

こういう中にございまして、宿泊施設の現状ということで、ページをおめくりいただきたいと思っております。ホテル、旅館いろいろなタイプの宿泊施設がございますが、代表的なシティホテルの客室稼働率の状況でございます。グラフの青いのが東京、オレンジ色が大阪、グレーが全国(平均)でございます。御覧いただきますように昨年26年は東京、大阪で80%を超える状況です。さらに今年の前半、1月から6月までの数字でございますけれども、やはり80%を超える状況が続いているということでございまして、各都道府県別に見ても、東京で言えば神奈川とか埼玉の状況、あるいは大阪で言えば京都あるいは兵庫さらには滋賀等、東京、大阪周辺まで高い稼働率になっているという状況でございます。

他方でいわゆる旅館の客室稼働率を御覧いただきますと、全国の平均は3割台の状況でございます。東京、大阪は大分高くなってまいりまして6割とか5割という状況になってまいりました。とは言いながらも、まだそういう意味での受入余力はある状況でございます。

ホテルと旅館の現状は以上のとおりでございます。

樽見厚生労働省大臣官房審議官 厚生労働省の大臣官房審議官、健康、生活衛生担当の樽見でございます。私、この10月1日の人事異動で就任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、内容については、担当課長から御説明させていただきます。

長田厚生労働省生活衛生課長 厚生労働省生活衛生課長の長田でございます。

私から資料1 - 3につきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、民泊サービスに関する議論の背景ということで整理をさせていただきました。御案内の内容かと思いますが、民泊サービスそのものは、現時点におきまして、法制上位置付けられたものではございませんので、そういった意味で定まった定義というものがあるわけではございませんが、一般には自宅の一部や空き別荘あるいはマンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するものと捉えております。

最近報道などでも非常に取り上げられておりますけれども、ここ数年、アメリカに本社を置く、Airbnb社がインターネット上運営しているサイトで物件の仲介をするビジネスが広がっております。同社の話によりますと、我が国におきましても現時点で1万6,000件程度の登録物件があると聞いております。

この民泊サービスをめぐっての課題ということでございますけれども、私ども旅館業法という法律を所管しております。何ゆえに厚生労働省が旅館業法という法律を所管しているかということでございますが、注に書いておりますように、旅館、ホテルというものは不特定多数の方が入れ替わり立ち替わり利用されるということでもございますので、一定の衛生水準というものを確保していく必要があります、安全性を確保する必要があります。そういったことから施設の衛生基準でございますとか、構造設備基準というものを定めまして、こういったものを満たすことを条件に、保健所がその営業許可を出しており、事業者に営業許可を求めているということでございます。

したがって、現在、Airbnbなどを通じて宿泊場所を提供する行為でございますけれども、仲介行為そのものは旅館業法の対象ではないわけでございますが、こういったサイトを通じて部屋を貸すという行為、これを反復継続して有償で行う場合には、旅館業法の許可が必要であるというのが現時点での私どもの解釈でございます。

こうしたサイトに登録されている物件が、実際に旅館業法の許可を得ているかどうかということについて、必ずしも十分実態を把握できておりませんけれども、私どもが知る範囲では、昨年5月には東京都内で宿泊所を無許可でかつ基準を満たさない形で営業されたということで検挙された事例がございます。また、複数の自治体で無許可営業の指導を行った事例があると承知をしております。

今の法制度との関係ではそのようなことになるわけでございますが、他方で先ほど観光庁からも状況の御説明がございましたけれども、観光立国推進というものは政府を挙げての取組課題と認識をしております。そういった中で急増する訪日外国人観光客の宿泊需要にどう対応していくのかという観点、また、2ページに当規制改革会議からいただきました答申の内容を参考にお付けしてございますけれども、そこでも御指摘をされた空きキャパシティーを有効活用して、地域活性化であるとか様々な需要を生んでいくといったことの要請があると認識をしております。

こういったことに応える。ただし、テロの問題の防止でございますとか感染症防止といったような観点から、適正な管理、安全性の確保というものをきちんと押さえながら、こ

の民泊サービスをいかに展開、活用していけるのかといったことでのルール作りが求められていると認識をしております。

詳しい説明は省略をさせていただきますけれども、当規制改革会議からいただいた答申の内容を踏まえまして、去る6月30日に規制改革実施計画が決定をされておりました、その中でいわゆる民泊サービスにつきまして、旅館、ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得るということで、本年中に検討を開始し、来年のうちに結論を得るという宿題をいただいているところでございます。

これらについての今後の対応に向けての検討状況等でございますが、その前に旅館業についての基本的なところにつきまして簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

旅館業法上は、旅館業の種別といたしましてホテル、旅館、簡易宿所、下宿というように四つの類型を設けてございます。この中で分かりにくいのは簡易宿所でございますけれども、先般の火災でも話題になった簡易宿所のほか、例えば、ペンションでございますとか、カプセルホテルといったものにつきましても簡易宿所営業という類型の中で許可を得ているというのが通常でございます。

これらの営業につきまして、先ほど一定の基準を満たす必要があるという御説明をしましたが、それをもう少し詳しく説明したものが4ページ目でございます、今、見ていただいたホテル、旅館、簡易宿所それぞれの類型によりまして、求められている規制の内容が異なっております。

一番上の名簿、例えば感染症が起こったときに追跡をできるとか、あるいは昨今で言えば、テロ防止といったような要請ということから、きちんと宿泊者を把握する。これについては共通でございますけれども、以下、客室数でございますとか、床面積でございますとか、玄関帳場という固い言葉でございますが、いわゆるフロントでございます。こういったものについて設ける必要がある、ないといったようなところで、少し類型ごとに差があるということでございます。

5ページは一旦飛ばさせていただきます、この民泊サービスにつきまして、今後どう進めていくかということでございます。6ページ目でございますけれども、まず検討に当たった基本的な視点ということで、大きく二つ掲げさせていただきました。旅館業法を所管する私どもの立場といたしましては、衛生上の問題あるいはテロ等の悪用防止。テロのほかに、例えば麻薬の取引に使われるとか、売春宿に使われるとか、そういったようなことのないように、自宅とかマンションの1室になると非常に密室性も高くなってまいりますので、そういった管理的な部分は最低限押さえる必要はあるだろうと思っております。

ただ、その上で規制一辺倒ということではなく、観光立国推進という観点から先ほど申し上げたような民泊サービスに求められている要請に応えていく必要があるだろうと考えております。

そこで、主な課題ということで、今の法規制と民泊サービスとの関係でどういった課題があるのかということを中心に整理したものが次の箱の部分でございます。

一つ目は、先ほど4ページを見ていただきましたとおり、旅館業法の許可を取るためには、様々な構造設備基準を満たしていただかないといけない。例えば自宅を旅館とかホテルにする場合、フロントを設けることになりますので、そのままでは使えない。改修が必要になってくるが出てまいります。ここでは旅館業法等と書いてございますけれども、このほか建築基準法でございますとか、消防法に係る規制もございます。こういったところをどう考えていくのか。

二つ目は、旅館業法という法律ができたときには、恐らく想定をされていなかったインターネットを介した民泊サービスということについて、例えば、許可のない形で登録をされているもの、こういったものをこういった形で把握し、何らかのトラブルがあったときに対応していくのか。そういったことの枠組みを整理していく必要があるだろうと思っております。細かく言えば、いろいろほかにもあろうかと思いますが、大きな括りとしては、この辺りが課題と思っております。

今後の検討スケジュールでございますけれども、今年8月に関係省庁連絡会議というもの、ここに掲げさせていただきました5省庁からなる関係省庁連絡会議を立ち上げておりまして、現時点では、それぞれの所管法との関係の整理などを事務的にしているところでございます。また、早急に、今日、一緒に出席をしております観光庁さんと共同で有識者や関係者からなる検討会を立ち上げ、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

恐縮でございますが、先ほど飛ばさせていただきました5ページにお戻りをいただけますでしょうか。国家戦略特別区域における旅館業法の特例ということで、ちょうど先週、大田区長さんが、この事業の実施に向けて条例制定を目指すということでニュースにもなったところでございます。通常の旅館業と違う部分がございます。この国家戦略特区における旅館業法の特例は、いわゆる国家戦略特別区域におきまして、主として外国人の方を対象とした宿泊サービスを提供する場合に、それを旅館業法上の対応ではなくて、賃貸借契約という形の整理の中で、旅館業法の適用除外として運営できるようにしようというものでございます。ただ、通常の旅館、ホテルとの一定のすみ分けということなどから、一定の泊数以上の場合にこの特例の対象にするということでありまして、具体的には最低7日から10日までの間で、各自治体が条例で定める期間以上のミドルステイを対象にすることになってございます。

この制度そのものは、既に法律として存在をしているものでございますけれども、これを実際に動かすためには、条例制定が必要になってまいります。昨年秋に、大阪府、大阪市におきまして、この条例案が提案されましたが、否決をされたという経緯がございます。

なぜ否決されたか。議会での懸念は大きく二つございまして、一つは旅館業法の適用除外になりますので、先ほど見ていただいた例えば宿泊者名簿を取るという義務が解除されることになってまいります。テロ防止の観点から最低限宿泊者の状況把握が必要なのではないかという観点。

また、先ほども取り上げられておりますけれども、例えばマンションの一室などを活用するとした場合に、いろいろな方が出入りをしますので、住民とのトラブルということに関して心配がないか。そのような御懸念の声があったと聞いております。このため、条例が否決されて以降、大阪府・市、あるいは、特区制度を担当している内閣府とも、いろいろ協議、調整を重ねまして、本年7月末に通知上の運用ではございますけれども、滞在者名簿をしっかりとってください、あるいは、この事業者の方に近隣住民とのトラブル防止のための措置を講じてください。そういったことを求める旨の通知を発出いたしました。そういったことであれば議会への説明責任を果たせるのではないかとということで、大阪府あるいは大阪市は、この9月議会に条例案を再チャレンジされているということは承知しております。また、御案内のとおり大田区が先般、今年度中に条例を制定したいという方針を示されたということで、当然、この特区事業が一定の進捗をすれば、外国人向けの宿泊事業に承えていく、そういった一つのピースになるのではないかと考えてございます。我々としましても、自治体の取組を後押ししていきたいと考えております。

以上でございます。

蝦名観光庁次長 引き続きまして、先ほどの観光庁の資料の続きのページに戻っていただきますと、旅行業法という法律がございます。旅行業法という法律はいわゆる旅行者の安全とか利便の増進といった消費者保護を目的とした法律でございます。この取引の説明義務であるとか契約書面の交付義務あるいは旅行業務取扱主任者を選任するという形で消費者を保護する法制でございます。運送とか宿泊のサービスの提供を受けられるような商品の企画や個々のサービスの手配をする行為を報酬を得てやる場合に旅行業ということになるわけでございますが、こうした宿泊サービスというのは下のところにもございますように、旅館業法に基づく旅館業に該当するという形で位置付けられることになりまして、それを手配することになれば旅行業という扱いになってくるということでございます。先ほど申し上げました宿泊施設が多く不足をしてきているという状況に対応いたしまして、もちろん民泊の話は厚生労働省など関係省庁と一緒に勉強させていただいておりますけれども、当面できる対策ということで、方向性というところがございますが、特に不足が顕著になっております東京、大阪周辺の現在の今後開業する予定のホテルがどのくらいあるのかということをいろいろヒアリングしたりして調査をしております。特に東京周辺を中心に2020年くらいまでには約1万室超の新規供給、大阪周辺でも3,000~4,000くらいの部屋の新規供給が見込まれております。

さらに受入能力の余裕のある近隣県への誘客ということも、これは次のページで御説明しますが、ホームページなどで取り組んでいるところでございます。また、先ほど御説明をしましたように、いわゆる日本型の旅館自体は外国人も日本の生活様式を知りたいということで、泊まってみたいというニーズもございますが、受入余力がまだございますので、旅館への誘客ということ、あるいはオリンピック・パラリンピックを日本全国に広げていくという意味では東京、大阪だけではなくて、もっと地方部へ行っていただくことが重要

になろうと思います。

そういう意味で、次のページになりますが、私ども、宿泊の業界団体で連携をいたしまして情報発信をしております。特に宿泊については旅館ブランドというものを定着させるべく、専用のホームページでも窓口を作りまして、日本式の旅館というものはどういうものかとか、昨今いろいろ言われます浴衣の着方を初めとした旅館に伴った泊まり方についてもあわせて発信をしております。

また、まだホームページを変える途上でございますので予約までは行けないのですけれども、旅館協会のサイトに飛んでいただきますと、ここの旅館の予約ができるようになるということでございまして、さらにJNTOのホームページでも、空いている場合は予約までできるような方向に、さらなる改善をしようということをしております。そういう形で、ここの旅館が空いていますよということをお知らせして、旅館に泊まっていただきやすいような取組をやっているところでございます。また、予算などでも外国人対応に宿泊施設を改善するときに、いろいろな融資をしていただくようなことも、金融機関とも御相談をさせていただいているところです。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の観光庁及び厚生労働省からの説明について、御質問、御意見をいただければと思います。

それでは、大崎さん、お願いします。

大崎委員 ありがとうございます。

率直なところ、ただ今のお話結構違和感を感じたので、そこを率直にお伝えしたいと思うのですが、二つほど違和感がありまして、一つはこの問題が検討されることになった経緯に縛られていらっしゃるからだとは思うのですけれども、訪日外国人ということばかりを考えたような御説明に終始したのが私は残念だと正直思っております。シェアリングエコノミー、民泊というのは別に外国人の方に宿泊場所を提供するということに限定する必要は全くないわけでありまして、国内の人たちが相互に行き交うことも大いに前提にするべきだと思うのです。

私はこの民泊の話というのは、結構歴史的に物すごく大きな変化の一つの現れに過ぎないと思っております、やはりインターネットがもたらした見知らぬ人同士が直接結び付くことができるという、従来の社会にはなかったような新しい構造の一端を示しているに過ぎないと思っております、良い例も悪い例もいろいろありますけれども、例えば出会い系サイトというのもそうかもしれませんし、あるいはオークション・サイトなどいろいろな各種のマッチングシステムというものが取引に使われるようになってきたなんていうのもそうでしょうし、個人が直接資金のやり取りができる資金決済の仕組みなんていうのも出てきている。そういうものの一つに過ぎないと思うのです。

これは決して外国人がたくさん来るのに、その宿泊場所が足りないからどうのこうのと

いう話だけではないのだということで、そういう社会の変化に積極的に対応していくという姿勢でぜひ取り組んでいただきたいと思います。つまり従来の旅館業法なりホテルの仕組みが考えていたことと、社会の構造が変わってくるときに従来の制度に無理やり社会の動きを合わせてもらうのではなくて、社会の変化に合わせて制度を変えていくというふうにぜひ考えていただきたいと思います。

そのときに規制目的いろいろあるのは分かりますけれども、例えば先ほどテロということが盛んに出ていたのですけれども、私はテロの防止を宿泊客の名簿を作ることで図るというのは全然おかしいのではないかと率直に思うのです。もっと全然違う、警察の対応あるいは入国管理の対応、公安調査庁による対応とか全然違う次元のことが本当にテロを防止するためであれば必要なものであって、泊まっている人の名前を把握すればテロの防止につながるというのは、私はそういう発想は非常に危険だと思います。

もう一個、ぜひ考えていただきたい、ちょっと気になったのは、観光庁さんの説明で、観光庁さんも訪日外国人の増加ということにすごく縛られてしまっているなという感じがしたのですが、そこですごく気になったのが旅館への誘致を強化される。別にいいですよ。だめだとは思いません。ただ、役所の方が望ましいと思う状況を作るために努力されるのではなくて、世の中が望んでいる方向への変化を促すというか邪魔しない制度を考えていただきたいのです。つまり申し訳ないですけれども、旅館の稼働率がホテルに比べて低いのだとすると、それは恐らくみんなが望んでいるのは旅館ではなくてホテルだからだと思うのです。そうであれば無理やり旅館に泊まってもらうというのではなくて、あるいは東京都内の稼働率が高くて近県が低いのだとしたら、それはわざわざ遠くに泊まりたくないという人が多いからだと思うのです。だからむしろ都内に泊まりたい、ホテルに泊まりたいという多くのニーズにどう応えるのかということで、制度設計を考えていただければいいのではないかと思う次第です。

すみません、長くなりました。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。佐久間さん、お願いします。

佐久間委員 ありがとうございます。

若干細かい点なのですが、先ほどの戦略特区での旅館業法の特例の話の中で、一定期間以上、7日から10日までの範囲で条例で定める期間、例えば10日以上使用させるとか、そういうお話だと思うのですが、まず1点、1か月を超える場合はそもそも下宿営業ということで今でも完全フリーになっている。こういう理解なのですが、その確認と、もう一つ、なぜ一定期間以上、つまり例えば10日でもいいのですが、10日から30日というように決めなければいけないのか。なぜ1日、2日ということでは問題なのかというところがもう少しちょっとよく分からなかったもので、その理由を教えていただければと思います。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

では、今のお二人の発言に対して、厚労省あるいは観光庁さんからコメントいただければと思います。

長田厚生労働省生活衛生課長 厚生労働省でございます。御指摘をいただきましてありがとうございます。

まず、訪日外国人だけを意識した議論に聞こえるという御指摘に関してでございます。確かにプレゼンの中では、そういったニュアンスを強調いたしましたので、そのように聞こえたかもしれませんが、それは議論の一つの経緯として、そういう事実関係があるということは共有いただけたと思います。ただ、訪日外国人に限った議論として今後議論を進めていくという立場には必ずしも立ってございませんので、その点については申し上げます。

それから、テロ防止を宿泊者名簿で対応するというのは違和感があるとの御指摘でございますけれども、もちろんテロ対策というのは、そこに限られるものではなく、いろいろな観点から対応していくということだろうと思います。ただ、近年、テロ対策の要請から、私ども旅館業法の世界の中でも、しっかりと宿泊者というものが後追いできるような、あるいは、きちんと確認できるという観点から、警察庁さんからの要請を受け、単に名簿を書くというだけではなく、例えば旅券の写しを取る等の本人確認の徹底が求められてございます。

今回出した特区に関する通知につきましても、警察庁と協議の上、もし何かあった場合に、しっかりと警察に連絡をしてつないでいくという前提の中で、このような対応を講じているということでございます。

御質問をいただいた点でございます。まず1か月以上の場合どうなるか。下宿の話とは別なのですけれども、いわゆる旅館、ホテルのサービスとして宿泊所を提供するのか、あるいは、マンションを借りたりするという一般の不動産賃貸との関係、どこで線を引くかということと言いますと、生活の本拠が借りた場所にあると判断できるというところを一つの線としておりまして、これまでの行政指導の運用上、1か月というのを御指摘のとおりメルクマールといたしまして、1か月未満の場合には旅館業法上、許可を取っていただき、1か月以上のものについては不動産賃貸契約の世界の中で対応をしていただくというような整理をしております。

特区事業の7日から10日までという部分でございますが、こちらにつきましては、もともと議論のきっかけが、外国人の宿泊需要に応じていくという議論から出発し、既存のホテル、旅館とのすみ分け(役割分担)の観点から一定の泊数を必要とする部分について、この事業で対応をしていこうということで、これにつきましては政府内のみならず、与党の中でも様々な御意見があり、相当議論が重ねられた上で整理されたと聞いております。

岡議長 佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 ありがとうございます。

まず30日以上はフリーだ。その場合は全く当局が把握せずに不動産賃貸が行われている。

ということですから、そこではテロ対策、感染症対策等々については何の手も打たれていない。つまり長い場合は放っておかれて、短い場合は気にするというのが今の趣旨だということではないかというのが1点。

2点目は、今びっくりしたのですけれども、ホテル、旅館とのすみ分けという概念は、ここで言っていた安全とか公衆衛生とかテロと全く違う概念で、正に既存ビジネスの保護という観点が入っているということなので驚いたのですが、そういうことで規制をするということは、この趣旨とは違うのではないかと。非常に違和感を覚えました。

以上です。

岡議長 いかがでしょうか。

長田厚生労働省生活衛生課長 今の点につきましては、そういうことで規制するというよりは、この特区事業自体が一定のニーズに即して、特区という枠組みの中で、一定の旅館業法の特例を認めるというものと理解をしております。

佐久間委員 特例を認めるというのは安全とか衛生とか、そういう点で特例を設けるといのは分かるのですが、すみ分けというところで特例を設ける必要というのはいらないのではないかとということなのですが。

長田厚生労働省生活衛生課長 そうではなくて、旅館業法という本来のルールがあって、それに対して特区事業において特例が認められている。そういうものでございます。

佐久間委員 それは分かるのですが、そのときになぜすみ分けというものが理屈になるのかが分からないということでございます。そもそもすみ分けを意図したのが旅館業法ではないと理解しております。

岡議長 コメントはございますか。よろしいですか。

では、続きまして森下さん。

森下委員 視点を変えたいと思うのですけれども、確かに大崎さんが言われた国内の話というのは重要だと思うのですが、一方で訪日外国人の問題は非常に大きな話がありまして、大阪にいと正直あふれかえってしまっていて、東京からの出張の方がホテルが取れない。これは非常に経済活動を阻害している状況に入りつつある状況だと思うのです。

どうしても日本に来られる方は長期、前もって予約をされているので料金的にも安い値段で、しかも早くから押さえられている。一方、国内の旅行客、特にビジネスの方というのは場合によっては今週。そうすると従来のホテルよりも2倍、3倍という値段で、それでも取れないということで、大阪への出張がほとんど日帰りになったり、あるいは長期にわたるような大阪出張というものが困難になってきている。これは経済活動が阻害されるという状況に入ってきていると思うのです。

そうした観点から、先ほどの国家戦略特区の話が出ていると思うのですが、一方で単に緩めればよいという観光庁さんには申し訳ないのですけれども、安易な姿勢が見えるのです。そうではなくて、具体的に本当に外国の方が来られるときに、では民泊で受け入れたときにどのように提供するか。提供側から言うと言葉の問題であったり、あるいは習慣の

問題であったり、これをそれぞれの事業者の方に押しつけるというのでは進まないと思うのです。ですからもっと統一的な形で何らかの例えば通訳であったり、あるいはより泊まりやすいような何か翻訳のそういう書類を用意したり、もう少し統一的にやることをどれか一つできないか。そうでもしないと提供する側の人も当然存在しなければいけないので、提供する側からいくと非常に不安な状況なのです。ですから絵に描いた餅になりかねない要素があると思いますので、ぜひ実際にシェアリングエコノミーを提供される業者の立場にも立って、少しどういう形でやればいいのかといったようなマニュアルを作ったり、いろいろな形の努力の一つはしてほしいと思います。

これは恐らく東京では2020オリンピックに向けて大阪と同じ状況になると思いますので、非常に良い予行演習の場だと思っておりますので、ぜひ積極的にそこは対応してほしいと思います。

一方で先ほど議会で否決されたという話が出ましたけれども、やはり住民の側から非常に不安があるというのは事実なのです。同じマンションの中に外国人の方が来られて、どういう方が分からない。言葉も通じない。実際にそういう方がどれぐらいの単位いるのか。マンションの中にいると全然分からないわけです。その意味では安全・安心の部分というのちちゃんとやってもらわないと、先ほど言いましたようにマンションの一部を貸し出したり、あるいはワンフロアを貸し出したりしても、ほかのフロアの方はマンションの資産価値も下がりますし、非常に不安に思うという現状があると思うのです。こちらをもっと丁寧にしてもらう必要があるだろう。

先ほどコピーをするという話もありましたけれども、監視カメラの設置とかそんな話も出ていると聞いていますが、もう少し政府全体でしっかりそこも取り組んでいただくことが、結果的に言うとこれは貸す側も借りる側も両方が安心できると思うのです。ですから具体的に起こり得る事例を想定しながら単純に法律を緩めるというだけでなく、ソフト面での整備も非常に重要だと思いますので、ここも規制の中での観点を含めて考えていただくことが重要だと思いますし、先ほど言いましたようにここでうまくやらないと2020オリンピックのときにはとても対応し切れないのではないかなと思うのです。大阪のホテルが3,000室増える、4,000室増えるとありましたけれども、これは2020年までの話なので、正直、現状週末の大阪は全く取れないという状況ですし、1泊10万円みたいな部屋が本当に普通に出ていますので、これは異常な状態だと思うのです。ですからぜひそういう意味でも実験的な要素は非常に多いというのは理解しますけれども、逆に言うと壮大な社会実験の一つだと思いますので、ぜひ両省挙げて、もっとスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

岡議長 ありがとうございます。

佐々木さん、どうぞ。

佐々木委員 同じようなことですけれども、今まで出たように本当にこれは外国人が泊まるのか、日本人同士が泊まるのか、例えば学生が泊まるのか、家族が泊まるのか、ある

いは習慣や文化の違いでどういう国の方が泊まるのかなどなどで、かなり考えなければならぬルールが違ってることが明白ですので、非常に細かくこういう立場だったらどうだろう、こういう人たちだったらどうだろうということをチェックすることを丁寧にして進めていただきたいと思います。

あと、本当にニュースでも頻繁にこの民泊はこの頃取り上げられているなと思っていて、この前もスーツケースがガラガラなるから入り口のエントランスが壊れたとか、床が悪くなったとかいうのをやっていました。つまり貸さない人を守ってあげるための立場というの、貸す方だけでなく考えていただきたいと思います。

1点、こういった事例というのは例えば私が海外に行こうとするとホテルは嫌で一般のコンドミニアム、それも誰かのオーナーのところを探し出して借りたりするというふうに泊まるのがあって、多分これがいわゆる民泊だと思うのですけれども、そういう事例が海外にいっぱいあると思いますので、既にお調べになっているのではないかと思うのですけれども、海外でこういったコンドミニアムなどを1泊から1週間から1か月からと貸し出している仕組みだったり、その問題点や解決方法みたいなものをぜひお調べいただいたら教えていただきたいと思いますし、今後もしなければ調べていただきたいと思います。

全く違うと思うのですけれども、海外でのアパートのルームシェアというのも随分長くありますね。これは民泊と全然違う概念ですが、全く知らない人がお互いに住むときの、このときのルールやトラブルなどなどもあるのではないかと。これも調べてみるに値するだろう。それから、最近の日本だとシェアハウスがはやってきているような、はやってきているというニュースがあるということはまだ駆け出しなのかもしれませんが、若者を中心にいろいろな人が集まって、一軒家あるいはアパートのようなところに20人で住むというようなことをやっている。ここもやはり新しい形の下宿と捉えているのか分かりませんが、オーナーのいない全員が賃貸に入ってくるわけですが、ここもきっと同じようにルールのこととかトラブルがあるのではないかと。この辺りのものをぜひ整理しながら調査していただいて、資料も教えていただきながら抜けのない形で解放していきたいと思います。

あと、これはルールをやるときに民泊という考え方がどうか分からないのですけれども、震災などがあつたときにすぐにそういうところに人々が、被災した人たちが住めるようなことを考えると、いろいろな考え方があると思うので対応をしていってほしいと思います。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、今の森下さんと佐々木さんの御意見に対して何かコメントがあれば。

お願いします。

長田厚生労働省生活衛生課長 直接的なお答えとは少し違うと思うのですけれども、きめ細かく議論し、検討していくという意味におきましては、いろいろな物件の特性などを分けて考える必要があるのかなと思っておりまして、戸建ての物件の場合と多数の方が住まれている、いわゆる共同住宅、マンションで分けて考える必要があるのではないかと。

た、貸す形態も所有者御本人がいながらにして、お客さんと相對することができると、所有者が全く不在の場合とでも分けて考える必要があるのかなと。さらにマンションの場合でございますと、これは制度の問題ではなくて、それぞれのマンションの管理規約みたいなもので、いわゆる又貸しのようなことを禁止されているようなケースもございますので、そういったことは、いろいろ段階を分けて考えていく必要があるのかなと思っております。

岡議長 では、松村さん、お願いします。

松村委員 まず蒸し返して申し訳ないのですが、大崎委員が指摘した点はもう一度ちゃんと考えていただきたい。オリンピック・パラリンピックが議論の契機になっている事情は理解できる。しかし、この問題はその対策だけに重要なことではなく、その前でもその後でも、とても重要な問題。既にある資産をできるだけ効率的に使って経済成長につなげるという、日本の経済効率性を上げるという大きな目的のある政策の一環です。宿泊所が足りないというだけの問題なら、ホテルを大量に建てればいい、近県に誘導すればいいという発想があり得る。もちろんそれも重要なことではあるのですが、仮にそういう対策があり得たとしても、既にある資産を効率的に使って日本の経済成長につなげるという観点からすれば、それは全く別の問題。ホテルが十分建ったからもういいという発想ではなく、それとは別にきちんと考えていただきたい。

これはシェアリングエコノミーの非常に重要なピース。更に、ほぼ最初のピースになると思います。ここでうまくいかなければ、それ以外のところも、今後の改革もうまくいかないだろうと思われかねない。今後のこれ以外の規制改革も期待外れだというような、国民の失望を生みかねません。これはとても重要なスタートポイントだと思いますので、今後の改革に悪影響を与えないように、ぜひ前向きに良い結果が出てくる改革をすべき。

実績として良いものが出てきてほしい。良いものが出てきてほしいというのは、民泊の数が増えるというだけではない。こんな民泊なら要らなかった。むしろ規制改革はよくなかったと皆が思うようなものではなく、優良な事例が今後多く出てくるのが成功なのだと思います。

旅館業法だけが問題になっているのではなく、用途規制などに結局ひっかかって、法律は変えたのだけれども、ほとんど実績が出なかった、優良事例も含めて締め出すだけの結果、単なる民泊締め出しのためだけの規制改革になったということになれば、それは失敗と言わざるを得ない。この点はきちんと認識していただいて、自分の省庁の範囲の規制ではないのだから知らないとかいうことではなく、本当に実効的な改革になるように、常に念頭に置いていただければと思います。

すみ分けの議論が出てきましたが、私の理解では基本的に競争上のイコールフットイングをおっしゃっているのだと理解しています。旅館業法などで様々な規制がかかるところと無規制でやるところで、あまりに条件に差があると資源配分の歪みを生みかねない。そのような観点からおっしゃったのだと思っています。決して既存事業視野を保護するため

にというつもりで言ったのではないと理解しております。もし間違っていたら言っていただきたいのですが、そこを踏み越えないように、すみ分けという口実が、それ以外のところに拡散して、実質的に既存事業者保護、既得権益保護の隠れ蓑に使われないように、ぜひお願いします。

その意味では旅館業法の方がより規制が厳しく、だからイコールフットिंगにならないという発想のときに、だから民泊も規制を課すという発想もありますが、ひょっとしたら旅館業法の規制が過剰、そこを見直す方が合理的なイコールフットिंगに資するということだってあり得る。そのことも念頭において制度の設計をしていただきたい。

マンションと一戸建てを分けるという議論はとても生産的で、ぜひそういう方向でやっていただきたい。ただ、マンションの価値が下がってしまうのではないかという議論に関しては、本来なら規約などでかなりの程度対応できることもあると思いますので、弊害を防ぐための規約を作りにくいという制約があるならそこも変えることがあってもいいかと思います。マンションだととても問題が起こりやすいという反面もあるが、規約でかなりの程度対応できるという側面もあると思いますので、その視点は落とさないようにお願いします。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

鶴さん、お願いします。

鶴委員 ありがとうございます。

このシェアリングエコノミーの本質というのは、多分これまで結び付くことのできなかったサービスの出し手と受け手というのをインターネットの力で結び付けるというところが一番のポイントだと思うのです。そのときに議論がどうもサービスの出し手の適格性ばかり法律でいろいろ議論しようとするという考え方が多分、時代遅れなのかなと。

例えば同じようにオークションの世界においても私が御説明するまでもなく、商品の出し手、偽物を出す人もいるのですけれども、かなりその中で評価をされるとか、レピュテーションというものが生まれていくので、多分民泊を提供しているインターネットの仕組みの中で、そこは両省も非常に良かったとか、そういう形でどこまで適格性を議論しなければいけないのかというのは大分私は変わってきているのではないかという感じがするのです。

それで、そこだけで議論をしていると多分、ほかの委員の方々からもあったのですけれども、ごみ出しの話とか、うるさくするとか、そういう話というのは、その1対1の契約関係の中で部屋は非常にきれいに使っている。サービスも非常に良好だ。その中では完結していても非常に負の外部性を生み出して、ほかに非常に迷惑をかけている。それはどうやって解決するのかということは、業者が適格性ばかり議論をしても多分解決ができない話だと思うのです。

それでシェアリングエコノミーというのは、普通資産を保有している人がそれを使うの

であれば、これは最もエフィシエントな使い方になるということなのですが、違う人が使った場合、必ず問題が起こる。シェアリングエコノミーの場合、国内でない人が使うというときに非常にエフィシエントでない使い方、それはほかに対する影響もそうなのですけれども、それはちゃんと考えなければいけないということなので、多分先ほど出てくるむしろ1対1の関係であればよくても、ほかにもいろいろな影響。だから例えば一戸建てとマンションとか、先ほども議論があったのですけれども、そういうこともかなり区別して、とにかく負の外部性を出したときに誰がどのように解決していくのかということも従来の枠組みだけでは議論できないことだと思いますので、しっかり考えていただきたいと思います。

以上です。

岡議長 浦野さん、お願いします。

浦野委員 皆さん方触られたのですけれども、あえて私からも申し上げさせていただけますが、やはりシェアリングの場合、物によって出し手の方をどう増やしていくのかという問題があるわけです。シェアリングエコノミーで資産活用とか何とか言うのですけれども、例えばこの例で挙がっているところと言えば、貨物運送のシェアなんて別に言われなくたってやるわけです。必ず経済的にみんながハッピーになるわけですから。ところが、民泊とか何とかといったときに今、出し手が無数にいるような中で議論がされていますが、実はこれはかなり危ないことで、多分不足するのです。皆さん例えば学生のホームステイ、これですら地域の中で求めようとするとうまく決して円滑ではないのです。ましてという部分があって、私はこのシェアリングエコノミーを本当に進めていこうと思えば、出し手をいかに開拓していくのかという視点に立たないと、今、出し手の規制のこと、あるいは既存の勢力のせめぎ合いのことを言っているわけですが、そうではなくてもっと出し手をいかに増やしていくのかという視点で議論を進めていただければと思います。

岡議長 ありがとうございます。

では、安念さん、もう一度お願いします。

安念委員 単なる個人的な思いつきなのですが、全ての不動産について民泊を一遍に解禁するというのは非常にリスクではないかという気がするのです。先ほどおっしゃった一戸建てかマンションかというのは、それにやや近い発想だと思います。これは何も深く調べたわけではなくて人から聞いたのですが、フランスは基本的に自宅か否かという分け方で、自宅でないものはだめ。だめというのは、旅館業法のきっちりとした枠内でなければだめで、ということは事実上だめということですね。できない。自宅というのは、自分がほぼ1年中あるいは1年の大部分を住んでいるわけですから、正に負の外部性を出さないインセンティブがオーナーに働くわけです。だから、周りにもできるだけ迷惑をかけないようにしようというようになるので、そちらの方は旅館業法的なものとは別の枠組みでのシェアリングを進めてもいいという考え方があるそうです。

これだけが全てだとは思いませんが、様々なトラブルをオーナーができるだけ自ら発生

させないようにしようというインセンティブが働くような仕組みが多分あるはずで、それを探っていかなければいけないと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

長谷川さん、どうぞ。

長谷川委員 今の点ですけれども、鶴先生のおっしゃられたごみ出し、近隣騒音、確かにこの負の外部性、私も冒頭に指摘させていただきましたが、私はその点が非常に問題だと思ふということが1点。

今の安念先生のお話で、自宅だということなのだけれども、私が非常に実は懸念しているのは、具体的に申し上げた方が分かりやすいと思うから、例えば湾岸マンションを外国の方が買ったと。ところが、その外国のオーナーは住んでいないのです。住んでいなくて、それをインターネット会社を経由して、また外国の方に貸す。こういった場合は一体、安念先生御指摘になったインセンティブ、しっかりした管理をしようというインセンティブが全然働かないかもしれないのです。

現に私も小耳にはさんでいる例では、そういうマンションの中のゲストルームとかパーティールームみたいなものがそういう方たちによってぐちゃぐちゃに使われてしまっている。ひどい例だと、そのゲストルームに人を泊めている。ここは共有の部屋なのだからいいでしょうみたいなことで、ゲストルームがいわば宿泊所になってしまうみたいな例も時々起きているやに聞いております。

ですから、このペーパーの中でインターネットを介した民泊サービス、実態把握ができていないということが一番の問題で、実態把握ができない以上、政策展開できるわけがないわけですから、まず、この実態把握がどうなっているのかということをも早急に展開した上で、その上で初めてあるべき民泊サービスの姿の議論、政策的な議論ができるのだらうと思っておりますので、そこを急いでいただきたいと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 すみません、短めに。

松村先生、私の疑問に答えていただきまして、どうもありがとうございます。

ただ、1点、結果で良い民泊が進んだから改革がうまくいったかどうかというのは、必ずしも関係性はないのではないかと。つまり、うまくいかない場合も十分考えられる。というのは先ほどから出ているように、集合住宅であれば、その管理規約との関係で、かなりのところでは営利目的で使えないというところもあるので、一般の普通の住宅街にあるマンションで進むかどうかというのは非常に難しいのではないかと気がしています。ですから、進まなかった、だから規制改革ができなかったということには必ずしもならないのではないかと個人的には思います。

以上です。

岡議長 まだ議論は尽きないと思っておりますが、このテーマにつきましては、厚労省あるい

は観光庁をはじめ、5つの省庁で横串を通した議論を進めていただいているという御説明をいただきました。

私どもの答申に基づいた実施計画では「28年度中に結論」ということですが、ニーズの高さについては、今日のお話の中でもたくさん出ていましたので、ぜひスピードアップをお願いしたいと思います。

また、先ほど佐々木委員からありました、いわゆる「民泊」に相当するものが海外でどのような実態で行われており、どういう問題があって、その問題をどう解決しているのかを教えていただきたい。また、長谷川委員から御指摘のように、インターネットを介したサービスの実態把握は非常に難しいと思いますが、その辺についても、もしも調査をされているのであれば、後日で結構ですので、お教えいただければと思います。

私どもとしては、シェアリングエコノミーというテーマを今期の一つの目玉として取り上げていこうと考えておりますが、本日の「民泊」は、正にその一つであります。

このシェアリングエコノミーを効果的に成功させるかどうかというのは、日本の経済成長にも密接に関係してくるということは間違いなく思っておりますので、その第一歩である「民泊」を何とか成功させるというように持っていきたいと思います。

今日、いろいろな意見が出ましたので、観光庁と厚労省におかれましては、ぜひそれを受け止めていただいて、そちらの御検討に活かさせていただければとも思いますし、私どもとしても、これからもこのテーマに精力的に取り組んでいこうと考えております。

先ほどお願いした点について、場合によっては、またお時間をいただいて御説明をいただく、あるいは、関係5省庁の横串を通した会議の中間報告などをお聴かせいただくようなことも含めてお願いするかもしれませんが、その際はよろしくお願いしたいと思います。

このテーマは重要なテーマでございますので、今日の本会議でやらせていただきましたが、これから各論に入っていくところでは、安念座長の地域活性化ワーキング・グループの方で議論を進めていただき、必要に応じて、また本会議で議論するというような形で進めていきたいと思っております。

安念委員 実態調査は、我々はできません。

岡議長 もちろん、あちらです。

安念委員 あちらにやっていただける。とにかく、先ほど御指摘のあった湾岸のような事例はもう幾らでも先行していて、あるなしは全然問題ではなくて、どのくらいの規模であるのか、が問題であるようです。

岡議長 ありがとうございます。

その点も含めまして、厚労省若しくは観光庁の方で整理していただいた結果を教えてくださいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はこのテーマについての議論をここで打ち切りたいと思います。どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(観光庁、厚生労働省関係者退室)

岡議長 それでは、続きまして、議題2の「規制改革ホットラインについて」に入りたいと思います。

最初に資料2-1及び資料2-2について、事務局より説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、説明いたします。

まず、資料2-1「規制改革ホットラインの運用状況について」でございます。

1ポツの受付件数ですけれども、9月10日現在で累計が3,568件でございます。

2ポツで受付しましたものの検討要請の状況、これは9月末日現在でございますけれども、前回の報告、9月2日の会議以降ですが、所管省庁に要請した件数は11件でございます。内訳は、健康・医療3、雇用3、投資促進等5ということでございます。累計では2,010件要請しております。

3ポツの所管省庁からの回答状況ですけれども、今期の件数は、これまで122件の回答を得ておりまして、前期までの数字と合わせた回答の総数は一番下の数字、1,970件でございます。内訳については、表に記載のとおりでございます。それぞれの内訳というのは大体前期までと今期に入ってから、特に大きく変わった点というのはないように思います。なお、今回新たに検討要請いたしました11件につきましては、2ページ目に事項名を記載しておりますので、後日確認していただければと思います。

資料2-2に移りたいと思います。

こちらは各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項ということで、提案事項について所管省庁から回答を得た事項につきまして、ホットライン対策チームで審議いただきまして、更に精査・検討を要するものをまとめたものでございます。本年4月1日から9月25日までの回答114件について検討いたしまして、24件選んでおります。

それぞれのところで下に項目について、
、
、
ということ印をつけておりますけれども、これについて若干説明しますと、
は各ワーキング・グループにおいて検討している事項及び検討を予定している事項ということでございまして、
は再検討が必要と判断しまして、各省に規制シートの作成をお願いするもの、これを
にいたしまして、
ということ再検討の要否を判断するため、各ワーキングで取り上げるか否か明らかでないため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項ということでございます。

3期まで
、
ということだったですけれども、3期までの
が、規制シートを作ってもらうものを
にして、それ以外のもの事実関係を確認するようなものは
としたということでございます。

健康・医療関係につきましては、ビタミンDの機能性表示拡大の要望と3件が
になっているほか、
が一つございます。投資促進等の関係につきましては、土壤汚染対策法上の届出制の見直しとか、あるいはアウトレットにおける景品表示法の二重価格表示が認められる要件の緩和、この2件について
がついていまして、残り11件ほど、さらに事務局で確認する事項ということで
印がついております。

ページをめくっていただきまして、地域活性化ワーキング・グループの関係につきまして

ては、シェアエコの関係。先ほど御議論ありましたけれども、宿泊の部分が で、そのほかの部分は勉強するというようになっていまして、要望の中に旅客のことが含まれているのですけれども、これについては の印がついております。ほかに が一つ、 が5件とかというような形になってございます。

今、申し上げた提案事項以外のものについては、引き続きホットライン対策チームの精査・検討対象としまして、必要に応じて各ワーキング・グループにおいて対応することとしております。

提案内容と各省庁の内容については次ページ以降に記載していると思いますので、御確認いただければと存じます。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、何かコメントがあればお願いします。

佐久間委員 ありがとうございます。

今回、おなじみのタクシー、美・理容、あと燃料電池車等々、大きい意味では今までも取り組んでいただいた項目の、小さいところで今までなかった問題というのが取り上げられています。

あと、更に検討を要する事項の中で、前も私、御紹介した、円滑な事業承継を推進するため、飲食店の承継において突然亡くなれば簡素、前から準備すると手続が煩雑になるというのが上がってきています。この例などは、簡素化するのだという目的があれば十分対応していただかないといけない。逆に、基本的にはどんな場合でも非常に厳しい手続を要求する。亡くなった場合は特別だとか、こういう形になると前に進まないという案件だと思います。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に対して、御質問、御意見はございますでしょうか。

大崎さん、お願いします。

大崎委員 すみません、これは私の勘違いかもしれないのですけれども、うちのワーキング・グループ、投資促進等に事務局から今期検討したらどうかというお話があったものが になっているのが多いような気がして、 のものは逆に全然伺っていなかったのであれと思ったのです。規制シートを作ってもらおうというのはワーキングでもう検討しないということになるのですか。

佐久間参事官 が付くのは、まず を作ってもらおうということでして、あと のものにつきましては、別途意見交換をさせてもらうというような紹介させていただいたような案件もございますので、そこは事務局で確認しまして、追って当然ワーキングでは取り上げていただこうと思っている事項もあると思います。ですから、今の段階はまだワーキングも始まったばかりなので、十分検討が進んでいないので、 をつけたいなという気持ち

があっても、投資促進の場合ですけれども、 をつけさせていただいているというものがあるというように理解していただければと存じます。

大崎委員 が に昇格することもあるのですか。

佐久間参事官 そこは規制シートの回答を見てということだと思います。

大崎委員 分かりました。

岡議長 ほかはいかがですか。

佐々木さん、どうぞ。

佐々木委員 ここでコメントするのが正しいのか分からないのですけれども、これを見ると、今の健康・医療の の栄養士のところですが、実習が多いから夜間や通信はできないという説明はすごい変な感じを受けまして、これから健康増進をしているいろと管理栄養などを学習する人が必要だと思いますけれども、これはもう少し検討する余地はあるということによろしいのでしょうか。

大熊参事官 栄養士の件は勉強させていただいて、必要があれば取り上げていきたいと思っています。

岡議長 ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでしたら、以上で本日の議論は全て終了いたしましたので、ここで会議を終了いたしますが、越智政務官、もしもよろしければ一言お願いいたします。

越智政務官 冒頭に大臣からお話があったように、恐らく、この3人のメンバーで規制改革会議に出させていただくのは今日が最後だということでありますので、思い切ってお礼の挨拶をしたいと思います。

規制改革会議に1年、大臣を補佐する役で出させていただきました。ワーキング・グループ、またホットライン、公開ディスカッション等々、様々な活動を本当に数多されていて、それで一つの成果を6月に作っていかれるという作業を、外から見ているだけでは分からない世界だったと思いますが、中に入れていただいて、本当に先生方の御努力に心から感謝を申し上げる次第であります。

加えまして、3年間ずっとこのチームでやってこられる中で、先生方の中に一つの価値観と言いますか、規範と言いますか、感性と言いますか、そういう共有されているものがあって、何かユニバースみたいなものを感じるわけでございますが、これを安倍政権の中でアベノミクスを牽引していただいているという思いがいたしました。

今日、シェアリングエコノミーの話がございましたが、6月の総理発言の中にシェアリングエコノミーという言葉が入って、それがこれから花開いていくという話だと思いますが、民泊ということをテーマにして、そのシェアリングエコノミーの哲学というか、考え方について究めていこうではないかという今日の御議論を聞いて、負の外部効果の部分ですとか、あるいはインターネット時代における新たな可能性ですとか、それを民泊というテーマを使って一つの価値観を決めていきながら、ほかに展開していくというお取組をされるのだということをお大変心強く、有り難いなと思った次第でございます。

本当にこれからも先生方の御活躍を心から期待して、お願いして、最後のお別れの挨拶みたいになってしまいますが、本当に1年間ありがとうございました。

以上でございます。

岡議長 越智政務官、ありがとうございました。まだどうなるか分かりませんが、今のお言葉をしっかりと受け止めさせていただきます。

それでは、以上をもちまして会議を終了いたします。どうもありがとうございました。